

# 選挙規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は組合規約の定めるによる中央執行委員長、中央副執行委員長、中央書記長、中央書記次長、中央会計監査、中央執行委員の選挙のために定める。

## 第2章 選挙委員会

(性格)

第2条 選挙を行う都度、選挙委員会を設ける。

(運営)

第3条 選挙委員会は各支部1名の代表者で構成し、運営は中央執行委員会がこれを代行する。

(委員長の選出)

第4条 選挙委員会に委員長を置くこととし、委員長には委員の中から互選にて選出する。

(成立)

第5条 選挙委員会は委員の3分の2以上の出席をもって議事に入り、その過半数をもって決定する。

なお、賛否同数の場合は委員長がこれを決する。

(業務)

第6条 選挙委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の日時
- (2) 選挙の公示
- (3) 立候補者および推薦候補者の受付けと発表
- (4) 投票および開票立合人の指名
- (5) 当選と確認の発表
- (6) 違反行為のあった時の当落の判定

## 第3章 立候補・推薦候補

(立候補)

第7条 立候補しようとする者は、文書による立候補届を受付け締め切り日時までに選挙委員会に提出する。

(推薦候補)

第8条 候補者を推薦しようとする者は、文書による推薦届および被推薦者の承諾書を受付け締切日時までに選挙委員会に提出する。

ただし、中央執行委員長・中央副執行委員長・中央書記長の候補者を推薦する場合は、組合員の50名以上の推薦を必要とする。

## 第4章 投票

(投票)

第9条 投票するにあたっては次のとおり

- (1) 立候補者が定数を超える場合は、投票を行う。
- (2) 選挙は組合員の無記名投票とし、選挙委員会の指示に従って行う
- (3) 正副中央執行委員長・中央書記長・中央書記次長・中央会計監査は直接無記名による全員投票で行う。
- (4) 中央執行委員は支部ごとの選出とし、組合員の直接無記名投票、または互選によるものとする。

(投票の無効)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を使用しなかったもの
- (2) 被選挙人の誰であるか確認し難いもの
- (3) 被選挙人以外のものの氏名を記載したもの
- (4) 被選挙人以外のことを記載したもの

- (5) 明かに他人によって記載された事が  
判明されるもの

## 第5章 開 票

(実施方法)

第11条 開票は投票終了後、選挙委員会の指示  
に従い行う。

(立ち会い)

第12条 組合員は開票に立ち会うことが出来る。

## 第6章 当 選

(決定・成立)

第13条 当選の決定は次のとおりとする。

- (1) 当選は高得点者より順次、定員数ま  
での者を当選とする
- (2) 同点の場合は決選投票とする
- (3) 対立候補がない場合は、無競争当  
選とする

## 第7章 附 則

(規則外の処理)

第14条 この規則で決められないことは、選挙  
委員会で決めることとする。

第15条

(施行期日) この規則は2003年10月1日  
より施行する。